



2018年5月16日

各 位

会 社 名 日本ユピカ株式会社
(JASDAQ・コード7891)
代表者名 代表取締役社長 山根 祥弘
問合せ先 役職 常務取締役管理部長
氏名 塚田 和男
電話 03-6850-0261

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日（2018年5月16日）開催の取締役会におきまして、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所は下線を付して示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

（基本方針）

当社は、内部統制構築に関し、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」の4項目を達成するため、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の内部統制を適切に構築・整備・運用する。また、「会社法に定める取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他必要な体制（内部統制システム）の整備」並びに「金融商品取引法に定める内部統制報告制度」について正確かつ適切に対応する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業行動憲章」及び「企業行動基準」を定める。また、その徹底を図るために「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。

監査室は監査役とも連携してコンプライアンス体制の維持管理状況を確認し、法令及び定款上の問題点の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制の見直しを行い、問題点を把握し、改善を実施する。

「コンプライアンス規程」を制定して、コンプライアンス上 疑義ある行為について、取締役及び使用人が社内の通報窓口または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を運用し、また、それを告発しても、会社は通報内容を秘守し通報者に不利益な扱いを行わないものとする。

監査室は職務の執行状況を確認するため、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、リスク管理体制を整備・構築する。また、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応し、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。

各部門のリスク管理状況については監査を実施し、その結果を取締役会及び取締役会に準ずる会議体に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制の見直しを行い、問題点を把握し、改善を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時に取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行状況を監督等行うほか、必要あれば適宜臨時に開催するものとする。

各事業部門は年次事業計画に基づいて目標達成のために活動し、定期的に業績のレビューと改善策を報告し、具体的な施策を実施する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るよう指導・支援する。以上の事柄については、当社の主管部門が定期又は随時に報告を受ける。

当社と子会社との取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範に照らし、適正なものとなるよう、監査室及び経理担当部門が連携し、十分な情報交換と対策を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を必要とした場合、当該使用人を置く。

当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属するものとする。また、当該使用人の任命、解任、評価、異動その他人事権に係る事項の決定は、監査役会の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとし、職務の執行に関する法令若しくは定款違反、不正行為の事実又は当社グループに損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。前記に関わらず、監査役は主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対し説明・報告を求めることができるものとする。

監査役は、代表取締役、監査室及び会計監査人と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。

監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わないものとする。

監査役から、その職務の執行について生じる費用の請求があった場合は、当該費用が適正でない場合を除き、これに応じるものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で拒絶する。また、その旨を「企業行動憲章」及び「企業行動基準」に定める。

以上